

公 告

社会福祉法第 120 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年能登半島地震に係る災害等準備金の追加拠出について、下記のとおり公告します。

記

1 拠出の趣旨

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震においては、2,979,200 円（令和 2 年度積立額の 4 / 5）を拠出済（令和 6 年 3 月 4 日）であるが、その後の大雨災害もあって、特に被害の大きかった奥能登地域では、今なお災害ボランティアセンター等の活動が継続されている。

石川県共同募金会から全国の共同募金会の災害準備金の追加拠出依頼があったことを受け、中央共同募金会の調整の元、本県の災害等準備金（令和 4 年度から令和 6 年度積立総額の 1 / 3 の 1 / 10）を拠出し支援する。

2 拠出先

石川県共同募金会

3 拠出額

360,000 円

令和 7 年 8 月 20 日

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1

社会福祉法人 高知県共同募金会

会長 山元文明

